

2025年8月 27 日

被保険者 各位

石原産業健康保険組合

被扶養者現況確認調査の実施について

健康保険法施行規則第 50 条の定めにより被扶養者の「現況確認調査」を実施いたします。これは、被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうかを確認するための調査です。

つきましては、対象の方のみに調査票を送付いたしますので、必要事項記入、必要書類を同封のうえ、事業所の人事・労務担当までご提出をお願いします。

【対象者】

- ① 2025 年 8 月 6 日現在被扶養者を有する方（被扶養者現況確認）
※マイナンバーを活用した情報連携による事前確認ができなかった方のみ
- ② 配偶者を被扶養とせず、子、親などの親族のみを被扶養者としている被保険者（共同扶養確認）

【提出期限】

2025 年 9 月 30 日必着

【その他留意事項等】

- * 書類提出がない場合、不足書類が揃わない場合は、認定要件を満たすことが確認できないため、10 月 1 日付で被扶養者の資格を取り消しいたします。
- * 現況調査結果にて被扶養者資格削除を行う場合、当健保にて事実確認を行った時点以降の日を指定し、資格削除を依頼させていただきますが、届出内容と事実と著しい乖離がある場合はこの限りではありません。
- * 被扶養者認定の公平性を保つため、次年度以降の調査より資格削除の日は調査後ではなく、認定基準外となった事実発生時点まで遡ります。認定に係る要件に変更が生じた際にはすみやかに届出をお願いいたします。
- * 共同扶養確認の結果、扶養変更が必要な際には、当組合より「不認定通知書」を発行いたしますので、配偶者の方の加入組合にて扶養認定手続きを行ってください。当健保の資格削除は認定手続き完了後に実施します。

以上